

日本国際看護学会 学会賞・奨励賞規程

第1条（名称）

本賞は日本国際看護学会学会賞・奨励賞（以下、学会賞・奨励賞）と称する。

第2条（目的）

本賞は国際看護学の研究の発展に寄与するために、国際看護学の学術領域において優れた業績があったと認められる者へ表彰することを目的とする。

第3条（表彰の種類）

表彰には次の賞を設ける。

- 1) 日本国際看護学会学会賞（以下、学会賞）
- 2) 日本国際看護学会奨励賞（以下、奨励賞）

第4条（表彰の対象）

表彰対象は次のとおりとする。

1) 学会賞

過去3年間に、日本国際看護学会誌（以下、学会誌）に発表された学術論文の中で最も秀でており、国際看護学の発展に貢献できる先駆的な原著論文の筆頭者に授与する。

2) 奨励賞

過去3年間に、学会誌に発表された論文の中で、独自性があり、将来に発展が期待される論文の筆頭者に授与する。

第5条（受賞の資格）

1) 学会賞・奨励賞

表彰を受けることができる者（筆頭者）は、日本国際看護学会の会員であること。

第6条 本賞は、下記の要項により決定する。

- 1) 授与論文の選考は、選考委員会が行う。選考方法はまた別に定める。
- 2) 選考委員会の構成は、理事3名（雑誌編集担当理事、教育活動・研修会担当理事、研究担当理事）と雑誌編集委員会委員とする。選考委員会委員長は、雑誌編集委員長が務める。
- 3) 選考委員会で選考した結果を、理事会に提出し、理事の承認を得る。

第7条（表彰の数）

各賞の受賞者数は、原則次のとおりとする。

- 1) 学会賞は毎年度 1名
- 2) 奨励賞は毎年度 1名

第8条（表彰の決定）

前条により推薦された表彰候補者、表彰候補論文について理事会で審議し承認を受ける。

第9条（表彰の時期）

表彰は、原則として総会において行う。

附則

本規程は、2022年4月1日より施行する。